

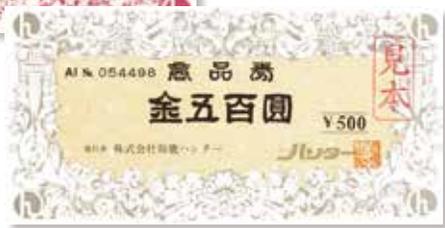
ハンター商品券払い戻しのご案内

「ハンター商品券(100円券・500円券・1,000円券)」の利用廃止に伴い、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払い戻しを実施致します。つきましては、未使用の「ハンター商品券(100円券・500円券・1,000円券)」をお持ちのお客様は、下記払い戻し申請期間内にお申出いただき、払戻手続きをしていただきますようお願い致します。

払い戻し申請方法

| 払戻実施者 | 株式会社鈴鹿ハンター

| 払戻の対象 | ハンター商品券
(100円券・500円券・1,000円券)



(2019年) 令和元年9月1日(日) ~ (2019年) 令和元年11月30日(土)

| 受付時間 | 朝10時~夜8時まで

申出期間内にお申し出のない場合は、当該払い戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

| 払戻申請場所 | 鈴鹿ハンター1階 ハンターインフォメーション

| 払戻申出及び払戻方法 |

ハンターインフォメーションにて「払戻申請書」に必要事項をご記入いただき、未使用の「ハンター商品券(100円券・500円券・1,000円券)」をご提出いただきます。記入事項、未使用商品券、枚数を確認後、その場にて額面金額を現金にて払い戻し致します。

お客様にはご不便をおかけいたしますことをお詫び申し上げます。

| 連絡先 | 〒513-0806 三重県鈴鹿市算所二丁目5番1号 株式会社鈴鹿ハンター
| 電話番号 | 059-379-2200